

市 有 財 産 売 買 契 約 書

売主 東御市（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）との間に、市有財産の売
買に関し、次のとおり契約を締結する。

（主旨）

第1条 甲及び乙は、法令を遵守し、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次の財産（以下「本物件」という。）を現況有姿のまま乙に売り払い、乙はこれを買受
ける。

物件名	
車名	
初年度登録年月	
車台番号	
型式	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（適用税率 10%、うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）とす
る。

（入札保証金）

第4条 乙は、入札保証金として納入した金 円を、契約保証金の一部に充当することができる。

（契約保証金）

第5条 乙は契約と同時に東御市財務規則（平成 16 年東御市規則第 36 号）第 124 条第 1 項の規定により、
契約保証金として、金 円以上の額を甲の発行する契約保証金請求書受領後速やかに、甲に支払
わなければならない。

2 甲は、乙が第 6 条に定める義務を履行したときは、乙の請求により第 1 項に定める契約保証金を乙
に還付する。ただし、甲は、第 1 項に定める契約保証金を、第 6 条に定める売買代金の支払い及び第 7
条に定める遅延損害金の支払いに充当することができるものとする。

3 第 1 項に定める契約保証金は、損害賠償の予定と解釈しない。

4 第 1 項に定める契約保証金には、利息を付さない。

5 乙が売買代金全額を即納する場合にあっては、契約保証金の納付を要さないものとする。

（売買代金の支払い等）

第6条 乙は、甲の発行する売買代金請求書受領後、売買代金を令和 年 月 日までに支払わなければならない。

（遅延損害金）

第7条 乙は、前条に定める支払期限までに売買代金を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、未払金額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

（所有権の移転等）

第8条 本物件の所有権は、乙が売買代金（売買代金の支払いが遅延した場合は、遅延損害金を含む。）の支払いを完了した時に、乙に移転する。

- 2 甲は、前項により売買物件の所有権が移転した後、所有者変更登録等に要する書類を乙に渡し、乙は、当該書類の受領書を甲に提出する。
- 3 乙は、遅延なく所有者変更登録手続き等を行い、甲の指定する書類を甲に提出しなければならない。乙は、抹消登録の手続きを行う場合でも、所有者名義人を乙に変更してから抹消登録を行い、甲の指定する書類を甲に提出しなければならない。

（物件の引渡し）

第9条 甲は、本物件の所有権が移転し、所有者変更登録手続きが完了した後、本物件を甲の指定する日時及び場所において現況有姿で乙に引き渡す。引渡しにあたり、乙は、本物件の受領書を甲に提出する。

- 2 乙は、本物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を順守し、甲の指示に従うとともに、これに係る保険への加入、輸送手配等については、乙が行わなければならない。

（物件の使用、譲渡等）

第10条 乙は、本物件を自ら使用し、又は他人に譲渡又は使用させる場合、法令の定めに従い、自賠責保険の加入等、必要な諸手続を行わなければならない。なお、物件の引渡し後に事故等が発生した場合においても甲は、一切の責任を負わない。

（物件の解体）

第11条 乙は、物件を解体する場合、市の名称等を消去した後に物件を解体しなければならない。また、使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用がある車両は、法律の定めに従って解体しなければならない。

（費用負担）

第12条 乙は、第8条から前条までに定める手続及び保険料等に係る一切の費用を負担しなければならない。

(危険負担等)

第13条 乙は、本契約締結のときから売買物件の引渡しまでにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合責任)

第14条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 不正な行為により本物件を買い受けたとき。
- (3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙が損害を受けることがあっても、これを賠償しない。

3 乙は、第1項の規定により本契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償する。

(契約が解除された場合の違約金)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の3割に相当する額を違約金として徴収する。

- (1) 前条の規定によりこの契約を解除したとき。
- (2) 乙が契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の契約の履行が不可能となったとき。

2 前項に規定する違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金等)

第 17 条 甲は、第 15 条に規定する解除権を行使した場合は、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、本契約を解除した場合において、乙が負担した契約費用及び本物件に支出したその他一切の費用並びに乙が支払った第 7 条の規定による遅延損害金及び第 16 条の違約金は返還しない。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第 19 条 甲が、第 15 条に規定する解除権の行使により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき金額があるときは、返還金の全部又は一部と相殺することができる。

(公租公課)

第 20 条 所有権移転後における本物件に賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約の費用)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約に関する争いが生じたときは、長野地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 23 条 この契約について疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定める。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長野県東御市県 281 番地 2
東御市
市 長

乙